

福知山市農山村地域空き家情報バンク

1 福知山市農山村地域空き家情報バンクとは

福知山市の農山村地域にある空き家などの賃貸・売却を希望する所有者に、「空き家情報バンク」に登録していただき、その情報を空き家の利用希望者へ提供することで、空き家所有者と利用希望者をつなぐ制度です。

2 空き家情報バンクの流れ



注：契約については、宅地建物取引業者等の専門業者に御相談ください。

3 空き家の登録条件

- (1) 本市の農山村地域にある空き家又は住宅が建築可能な空き地であること。
- (2) 空き家に関する相続や建物登記が完了していること。
- (3) 共有名義の物件については、全員の同意が得られていること。
- (4) 所有権以外の権利の設定がないこと。

※なお、物件の状態によっては、登録をお断りすることもありますので御了承ください。

福知山市農山村地域空き家情報バンク 補助制度について

		移住促進事業 (移住特区のみで利用可)	農山村地域空き家制度 (空き家バンク全域で利用可能)
改修補助金	補助対象	市外から移住し、移住特区に登録され空き家を取得又は賃借した利用希望者(その登録空家に居住し、住所を有する又は有する予定が確実な方)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市外在住で空き家を取得又は賃借した利用希望者(本市に転入して1年以内の者も含む) ② 市内在住で移住特区に登録された空き家を取得又は賃借した利用希望者 ③ 上記①、②の者と成約に至った物件所有者 ※上記①～③のいずれか
	補助額	最大180万円 (対象経費の全額)	最大100万円 (対象経費の2分の1)
清掃費等 支援補助金	補助対象	移住特区に登録された空き家が成約に至った物件所有者	空き家バンクを通じて成約に至った物件所有者又は利用希望者
	補助額	最大10万円 (対象経費の全額)	最大10万円 (対象経費の2分の1)
仲介手数料 支援補助金	補助対象	空き家バンクを通じて成約に至った利用希望者	
	補助額	賃貸:最大5万円 (対象経費の2分の1) 売買:最大20万円 (対象経費の2分の1)	

※ただし、移住促進事業と農山村地域空き家制度の併用はできません。